

## 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年（2021年）7月1日

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和3年度長野県消費者大学開催業務

#### (2) 業務の目的

グローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化する消費者問題に対応していくため、消費生活や消費者問題に関する知識・情報を幅広く学ぶことができる機会を県民の皆様を提供することにより、自ら進んで必要な知識・情報を収集したり、自主的に地域・職域で行動できる消費者の育成を図ります。

#### (3) 業務内容

① 消費生活や消費者問題に関する知識・情報を幅広く学ぶことができる機会として開設する「消費者大学」の各講座について、県内1か所（長野市）を会場として開設・運営（12講座）。

なお、会場での受講と併せて、受講者の利便性の確保のため、会場と受講者とをオンラインで結び、講義中リアルタイムで配信するものとする。

また、講義終了後一定期間（2週間程度）は、受講者限定でオンデマンド配信を行う

② ①の全12講座のうち、県の施策推進に係るテーマに関する講座を除く10講座の企画・立案及び講師の手配

③ ①の講座と関連した課外講座として、長野県版エシカル消費に取り組む企業への見学の企画・立案及び見学先企業の選定

④ 受講者の募集及び講座参加に関する事務の実施並びに履修状況の管理

#### (4) 仕様等

別添1仕様書（案）のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点でのものであり、今後、打合せの中で変更する場合がありますのでご了承ください）。

#### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 実施に当たっての基本的な考え方

- ② 実施体制
- ③ 実施計画（スケジュール含む）
- ④ 各講座の内容

ア 講座：「消費者問題概論」「消費者を守る法律・契約の基礎知識」「消費者を取り巻く諸問題」  
昨今の消費者問題を背景に、テーマに基づき効果的・具体的な内容であるか、期待される効果、講師候補と当該講師を候補とする理由

イ 講座：「長野県版エシカル消費」  
講義内容の具体的な例示及びその理由

ウ 課外講座（エシカル消費に取り組む企業の見学）  
見学先として想定される企業の例示、当該企業を選定（想定）している理由

- ⑤ 業務に要する経費及びその内訳
- ⑥ 再委託（企画協力）等の予定及びその理由
- ⑦ ①から⑥までのほか、当該業務の目的を達成するために有効な事項（ある場合）

#### (6) 業務の実施場所等

会場：J A長野県ビル（長野県長野市大字南長野北石堂町 1177 番地 3）

なお、会場と受講者とをオンラインで結び、講義中リアルタイムで配信するものとする。

また、講義終了後一定期間（2週間程度）は、受講者限定でオンデマンド配信を行うものとする。

#### (7) 履行期間又は履行期限

契約の日から令和4年（2022年）2月28日まで

#### (8) 業務に要する経費の限度額

3, 572, 000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者には、これらに加入していること。
- (7) 県くらし安全・消費生活課で行う打ち合わせ等に参加できる者であること。

- (8) 過去5年以内に、消費生活相談関連の資格取得支援講座、消費生活相談又はそれに類似する業務に携わる人材の研修業務に実績がある者であること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### (1) 参加申込書の作成様式

様式第3号（参加申込書）による。

#### (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表（参加要件具備説明書類総括書）による。

#### (3) 参加申込書記載上の留意事項

附表3の表下注意書のとおり、契約書の写しや完成品の写しなど、事業実績のわかる資料を添付してください。

#### (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課 相談啓発係 電 話：026-235-7286 F A X：026-235-7374 電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp
--

#### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

##### ① 提出期限

令和3年（2021年）7月12日（月）

（土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前8時30分から午後5時15分まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

##### ② 提出先

3（4）に同じ。

##### ③ 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに県くらし安全・消費生活課に到達したものに限りします。

#### (6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

#### (7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を7月16日（金）までに、書面により県くらし安全・消費生活課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により県くらし安全・消費生活課長に対して非該当理由に

ついて説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前8時30分から午後5時15分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

#### 4 説明会

開催しません。

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付時間 令和3年(2021年)7月1日(木)から令和3年(2021年)7月20日(火)  
(午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 県くらし安全・消費生活課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和3年(2021年)7月27日(火)までに長野県消費生活情報ウェブサイトで公表します。

#### 6 企画提案書等の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書等の作成様式

① 企画書

様式第8号 附表又は任意様式(A4判)による。

② 業務に要する経費及びその内訳書

様式第8号 附表 別紙による。

③ 企画書説明資料

必要に応じて任意様式(A4判)により提出。

④ 会社の概要又はパンフレット

写し可

⑤ 過去の同種の研修業務の実績

(3) 企画書等記載上の留意事項

① 企画書等は、イメージ図を用いるなど極力わかりやすい表現で記載し、別添1仕様書(案)の内容を踏まえて記載してください。

② 各項目ごとの留意事項は次のとおりです。

項 目	留 意 事 項
(共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・替えて任意様式で提出することも可能です (A 4 判)。</li> <li>ただしその場合でも、「5 業務に要する経費及びその内訳」は、様式第 8 号 附表の別紙によって作成してください。</li> </ul>
2 実施に当たっての基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座を実施するに当たり、別添 1 仕様書 (案) の「3 実施に当たっての基本方針」をどのように反映させるのかがわかるように提案してください。</li> <li>・替えて別紙に示すことも可能です (A 4 判 2 枚以内)。</li> </ul>
3 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座開催業務実施体制図を添付してください (A 4 判 1 枚以内)。</li> </ul>
5 各講座のカリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別添 1 仕様書 (案) の 5 (3) による講座カリキュラム (案) を記載した一覧表を任意の様式で作成し提出してください (A 4 判 1 枚以内)</li> <li>・同一覧表には、講座ごとに具体的な講義内容、講師候補及び見学先候補を記載してください。</li> <li>・期待される効果については、各講座ごとに記載し、別葉で同一覧表に添付してください。</li> <li>・講師候補は、略歴及び同種又は類似の講座での講義実績がわかる資料を別葉で同一覧表に添付してください (A 4 判 5 枚以内)。</li> <li>・講座のうち、「長野県版エシカル消費 (座学及び課外講座)」の内容については、具体例を挙げて内容を提案してください。また、見学先企業候補は、企業概要や当該企業のエシカル消費の取組 (エシカル消費との関わり) が分かるように記載してください。</li> </ul>
6 業務に要する経費及びその内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 8 号 附表の別紙によって作成してください。</li> <li>・経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。</li> <li>・経費の合計額は 1 (8) に示す経費の限度額以内となるようにしてください。</li> </ul>
7 再委託 (企画協力等) の予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。</li> <li>ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません</li> </ul>
8 その他当該業務の目的を達するために有効な事項 (ある場合は記入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記 1 から 7 までの項目のほか、本業務の目的を達成する上で有効と考えられる実施 (取組) 事項等があれば記載してください。</li> </ul>

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3 (4) に同じ。

② 受付時間 令和 3 年 (2021 年) 7 月 1 日 (木) から令和 3 年 (2021 年) 7 月 20 日 (火)  
(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。)

③ 受付方法

業務等質問書 (様式第 6 号) をメール又は郵送等により提出するものとします。

④ 回答方法

企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール又は郵送等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和 3 年 (2021 年) 8 月 2 日 (月)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 6部(原本1部、写し5部)
- ④ 提出方法

持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに県くらし安全・消費生活課に到達したものに限りです。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	審査内容	配点
1 実施に当たっての基本的な考え方	○消費者大学実施の背景や実施に当たっての基本方針を踏まえた上で、消費生活に係る重要課題を押さえた内容となっているか。	10
2 実施体制	○事業実施に必要な業務の管理・運営体制が整っており、事業の進行管理が適切に行えることが見込まれるか。 ○県及び関係機関との連絡調整、報告を適切に行える体制となっているか。 ○類似事業の履行実績などから、事業の運営を円滑に行うことが見込まれるか。 ○個人情報の保護・管理が適切であるか。	20
3 実施内容	○開講前の準備を含めた各講座の実施予定が、「実施に当たっての考え方」を具体化し、仕様書記載の内容を満たすために必要な提案となっているか。 ○「消費者問題概論」について、現代社会における最新の消費者問題も視野にいたった内容になっているか。 ○「消費者を守る法律・契約の基礎知識」「消費者を取り巻く諸問題」について、消費生活に係る諸課題や基礎知識が、偏りなく選ばれているか。 ○講座内容に適した講師が選ばれているか。 ○提案内容、スケジュール等から確実な実施が可能であるか。 ○「長野県版エシカル消費(座学)」について、講義内容の具体例及びその採用した理由が示されているか。 ○「長野県版エシカル消費(課外講座)」について、想定される見学先の企業の例示があるか。また、当該企業の選定理由が明確に示されているか。	80
4 経済性	○事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、事業内容や効果等から見て適切な範囲内であるとともに、県の予算の範囲内であるか。	10
合 計		120

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

- ② 企画提案の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

なお、プレゼンテーション審査を欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和3年(2021年)8月6日(金) 午後1時30分から

長野県庁議会棟501号会議室

(〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2)

- ④ 審査の結果、最高点となった者の評価点が600点満点中300点に満たない場合は、内容を再検討した提案書を再提出させ、再度、企画提案審査委員会を開催の上、委託候補者を選定します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により県くらし安全・消費生活課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により県くらし安全・消費生活課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案審査委員会審査書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、県くらし安全・消費生活課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により県くらし安全・消費生活課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
- ア 受付場所 3(4)に同じ。
- イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添2契約書(案)のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により県くらし安全・消費生活課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、県くらし安全・消費生活課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県県民文化部くらし安全・消費生活課 相談啓発係
電話 026-235-7286
ファックス 026-235-7374
メール kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。